

北海道名寄市は クリエイターの移住 を応援しています

名寄市へ 移住するクリエイターに

20万円

名寄市ではクリエイターの移住を応援するため、クリエイティブ人材移住推進補助金として20万円を支給します。

要件

- ・令和4年4月1日以降に名寄市に転入していること
- ・転入した日から3か月以内であること
- ・転勤・就学その他一時的な居住ではなく、転入した日から本市に3年以上定住する意思があること
- ・居住する地域の町内会組織に加入すること
- ・世帯に公務員の方が含まれていないこと
- ・世帯全員が生活保護法に規定する扶助を受けていないこと
- ・世帯全員が市町村民税に滞納がないこと
- ・暴力団員等でないこと
- ・名寄市移住支援金の支給を受けていないこと
- ・本市の魅力を積極的に発信すること

対象外

- ・名寄市移住支援金の支給を受けた方

補助金の返還

- ・虚偽又は不正行為により補助金の交付を受けたとき（返還額：100分の100）
- ・転入日から3年以内に市外へ転出したとき（返還額：100分の50）

| 対象業種 | 具体例 |
|------------|-------------------------------|
| 情報通信 | ソフトウェア、情報サービス、インターネットサービス等 |
| 映像・コンテンツ制作 | 映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリ開発等 |
| デザイン | グラフィックデザイン、Webデザイン、インテリアデザイン等 |
| 芸術 | 美術、音楽、演劇、イラストレーター等 |

詳細はこちら



問合せ先

〒096-8686

北海道名寄市大通南1丁目1番地

名寄総合政策部市秘書広報課

名寄市役所内

MAIL:ny-hisyokoho@city.nayoro.lg.jp

TEL:01654-3-2111